

1. 島原市庁舎会議室等の使用料金一覧表

区分	場所	席数 (参考)	面積 (参考)	1時間当たり 使用料(税込)
会議室 1A	1階	24席	44㎡	150円
会議室 2B	2階	42席	77㎡	270円
会議室 2C		12席	30㎡	100円
会議室 2D		24席	47㎡	160円
会議室 2E		12席	30㎡	100円
会議室 2F		24席	47㎡	160円
会議室 2G		12席	32㎡	110円
エントランスホール	1階	—	52㎡	180円
屋外広場	屋外	—	740㎡	120円

備考

- (1) 使用料の額は、島原市庁舎会議室等の使用に関する要綱別表の金額に使用時間を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、消費税を乗じたうえで、10円未満の額を切り捨てた金額です。なお、以下の(2)~(4)の加算をする場合があります。
- (2) 冷暖房を使用する場合は、屋外広場を除き、基礎額に0.8を乗じて得た額に消費税を乗じた額を上記1で算出した額に加算します。この場合において、加算する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。この金額は減免できません。
- (3) 複数の会議室等を同時に使用する場合は、それぞれの金額を合算した金額とします。
- (4) 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算します。
- (5) 屋外広場は、川床デッキを含みます。

2. 会議室等の使用を許可しない場合は以下のとおりです。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 会議室等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (4) 市が主催、共催又は後援する場合を除き、営利を目的とした販売及び飲食を目的とした会合等のために会議室等を使用するとき。
- (5) 上記のほか、管理上支障があるとき、又は市長が適当でないとき。